

平成28年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市矢向地域ケアプラザ

2 事業計画

地域の現状と課題について

地域の現状について

矢向地域ケアプラザの担当エリアは、区役所から遠く、鶴見川と川崎市に挟まれた地域です。鶴見川沿いから川崎市方面へかけては平坦な地形で、坂道はほとんどなく、高齢者や障がい者も歩きやすい地形ですが、地域の中央は横須賀線、東側には南武線や貨物専用の線路が南北に走っていることから、踏切が10か所と非常に多いことが特徴です。また、南側には交通量の多い幹線道路（尻手黒川道路）が通っていることもあり、高齢者や障がい者の移動の妨げになっていて、地域ケア会議での課題としてもあげられています。

最寄り駅は矢向駅・尻手駅で、主たる交通手段はJR南武線や川崎市営バスのため、日常生活圏は川崎が中心となっています。

矢向一丁目や江ヶ崎町は、新築マンションや一戸建が多く建つ住宅地で、矢向一丁目の0歳～14歳の人口比率は19.1%、江ヶ崎町は22.9%と鶴見区の13.3%より高く、急激に若い世代が増えています。この10年間で人口が2.5倍となった地域もあります。一方で、高齢化率は矢向二丁目22.0%、三丁目20.9%、四丁目23.7%、五丁目21.1%、六丁目28.0%と、鶴見区の20.4%より高い地域もあります。

地域の課題について

ア、多数の線路で地域が寸断されており、踏切はあるものの高齢者や障がい者にとっては地域の周遊性の支障になっています。

イ、矢向三～六丁目はお一人暮らしの高齢者が多く、孤独死の防止や見守りネットワークの構築が課題となっています。

ウ、両地区どちらにも、子育て、高齢者、障がい者など幅広い層への支援が必要であるとともに、住民同士のつながりやお互いの顔がみえる関係づくりが求められています。また、矢向一丁目、江ヶ崎町地域では、新・旧住民の交流の希薄さが大きな課題となっています。

エ、当ケアプラザは担当エリアの北の端に位置しており、矢向一丁目や二丁目、江ヶ崎町などはケアプラザから遠く、交通アクセスも悪い状況です。また当ケアプラザ周辺の徒歩圏内にお住いの高齢者の方でも、多数の踏切や幹線道路を越えることができず、当ケアプラザから足が遠のきがちです。

このような地域状況から、出張相談や出前講座を実施し、相談や情報提供の機会を確保するとともに、町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等、既存の団体と協働して様々なネットワークを構築していくことが必要となります。また、特別避難場所として災害に対する備えを充実させることも重要な取組の一つとなっています。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

ケアプラザは高齢者、障がい児・者、乳幼児等、心身の状態が弱い方も含めて、地域の様々な方が利用されます。そのため安全確保を最優先とするとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っていきます。

合築施設として館内他施設の管理者とも施設長会議等で協議し、地域の皆様に快適・安全に利用していただけるような施設・設備の保守管理に努めます。なお、定期点検は専門業者へ委託します。

(1) 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行います。

(2) 施設清掃・整頓

施設の清掃については、日常的に行って清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度を維持、向上に努めます。また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮していきます。

(3) 衛生管理

建築物環境衛生管理、空気環境測定、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行います。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期していきます。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗い、うがいについて職員は徹底し、お客様に対しての呼びかけもポスター等で行います。さらに感染症発生時にも職員が迅速、的確に対処できるよう研修や訓練を行います。

(4) 緑化の管理

地域の方々とともに、敷地内の花壇の手入れをするなど、緑化の推進に努めます。

(5) 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客様が安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行います。建物の老朽化に伴う改修については、区と協議を行い適切に対応します。

イ 効率的な運営への取組について

(1) 組織的な取組

ア、指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取組、全スタッフへコスト意識を徹底させるとともに、市内中小企業への優先発注も踏まえつつ、建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定、電子入札等を実施し、コストを可能な限り低額に抑えています。

イ、横浜市福祉サービス協会（以下当協会）が受託している他のケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などにより、経費節減を図っています。

ウ、超過勤務の適正管理を徹底することで、人件費の節減を図っています。

(2) 事務の効率化

ケアプラザの労務、経理等の事務処理に関しては、当協会本部と業務や役割の分担を図りながら、事務の効率化に努めます。

ウ 苦情受付体制について

(1) 要望・苦情への対応

当協会で「苦情解決規則」を定めており、これに基づきケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置して、ご利用の皆様からのご意見、ご要望等に対して、可能な限り、その場で解決を図る等、迅速に対応しています。また、苦情は真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じて再発防止に努めています。

(2) 第三者委員会の設置

公正・中立な立場から斡旋、調整を行う第三者委員を設置し、適切な苦情解決に向けての体制を整備し、取り組んでいます。

(3) 「ご意見箱」の設置

ケアプラザでは「ご意見箱」をエントランス、プラザロビー、デイルームに設置し、いつでもどなたからでも（匿名でも）ご意見・ご要望などをお受けできるようにしています。

(4) 市・区への報告

必要に応じて、市や区へお客様からの要望やケアプラザが受けた苦情についての報告を行います。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

（１）マニュアル策定と訓練

ア、地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定します。さらに地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、独自に協会全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しました。そして、地震・火災等の災害時に備え職場訓練を随時実施し、適正な対応に備えます。

イ、合築されている地区センター及び市営第二住宅と、年２回合同消防訓練を行います。訓練時は日頃ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも適宜参加していただき、被災時に職員が適切な対応をとれるように努めます。さらに、実際に災害が起きた場合の協力体制や課題について検討します。

職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を行っています。

（２）災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。また、当協会では平成１８年１月に横浜市と災害時相互援助協定を締結しており、災害ボランティアヘルパーとして援助可能なボランティアを有しています。

（３）特別避難場所の体制

ア、区と特別避難場所の協定を結び、応急備蓄物資の数量や保管状態の確認を行い、災害時に有効に機能するための体制づくりに努めます。また協会独自に物資の備蓄を行っているとともに、役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、特別避難場所の役割を広報するなど、災害発生時に備えています。

イ、大規模災害等における地域の特別避難場所として迅速、的確に機能するよう事業所ごとに事業継続計画（BCP）を作成し、災害時への備えを強化しています。また、災害応急備蓄物資についても計画的に整備します。

（４）日常点検と対応準備

ア、設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、職員・スタッフを対象とした急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む「救急救命研修」「緊急時対応研修」を定期的実施します。

イ、緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

ウ、日中は職員が定期的に巡回を行い、夜間は館内の安全を確認後、機械警備をします。また、設備の保守点検や備品の管理を徹底し、ご利用いただく方の安全に努めます。

エ、地域ケアプラザ周辺の住民の防犯のため、地区センターと協力し、終電の時間までプラザ建物の周りの照明を点灯しています。

オ 事故防止への取組について

- (1) 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。
- (2) 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・当協会本部へ報告します。
- (3) 通所介護などのサービス提供においては、朝・夕のミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。
- (4) ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、当協会ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。
- (5) 通所介護事業、委託事業を問わず、事故や“ヒヤリハット”があった場合は、検証や事故防止の対策を行い、その情報を全職員で共有します。職員の危機管理意識を高め、同じことが起きないように周知徹底します。
- (6) 当協会本部のサービス向上委員会で、事業所（介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

ケアプラザは、高齢者、障がい児・者、乳幼児等、心身の状態が弱い方も含めて、地域の様々な方が利用されており、個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、個人情報の取り扱いには具体的な取り扱いマニュアルを定め、全職員に徹底し、遵守するよう努めます。

- (1) 個人情報保護規程の策定
当協会では「個人情報保護規程」を定め、各ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確にしています。
- (2) 研修
ア、全職員に対し、年1回「個人情報の取り扱いについて」の研修を実施し、報告書を区に提出するほか、当協会本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施しています。
イ、実際に個人情報取り扱いチェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うように周知、徹底しています。
- (3) 個人情報の取り扱い
ア、実際の個人情報の取り扱いとして、契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管することとし、業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理しています。
イ、個人情報の漏洩防止のため、郵便物の発送やFAX送信などの際には、複数の者が必ずダブルチェックをした後、記録を行い、FAX送信の際は氏名等にマスキングをしています。
ウ、広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合には、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載しています。
エ、すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制を明確にしています。

キ 情報公開への取組について

ケアプラザは、地域の皆様からの信頼の下に運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当協会がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当協会・ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

(1) 情報公開規程の策定と実施

横浜市が制定する「情報公開条例」の趣旨に則り、当協会は「情報公開規程」を定めています。また、情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮しつつ、積極的に情報開示に努めています。

(2) 情報提供

ア、当協会の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等については、当協会のホームページにて、いつでも閲覧できるようにしています。また市にも必要書類を提出しており、その内容は市のホームページにも掲載されています。

イ、各事業に関する情報は、広報紙を毎月発行し、掲示板や町内会への回覧、高齢者の食事会、民生委員児童委員協議会などで広報し、広く地域の方々に提供できるよう整備をすすめています。

ク 環境等への配慮及び取組について

(1) ヨコハマ3R夢【スリム】プラン（市が進める環境都市を目指した政策）の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化など良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、コピー用紙の裏面使用などの資源の有効利用にも努めます。

(2) 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

(3) 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の保管が義務づけられており、今後、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めます。

(4) 環境への配慮

ア、来館者や職員の健康に配慮し、今年度も引き続き、敷地内全面禁煙に向けて地区センターと協働して取り組みます。

イ、施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組みます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

管理者	1名（常勤兼務）
保健師	1名（常勤兼務）
社会福祉士	1名（常勤専従）
主任ケアマネジャー	1名（常勤専従）
ケアマネジャー	1名（非常勤兼務）

《目標》

- （1）ケアプラン作成にあたっては、お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様が継続して住み慣れた地域で在宅生活が送れるよう、また、ご本人らしく自立した日常生活を営むことができることを目指します。
- （2）適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、様々な事業者から、総合的に効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、ケアプランを作成するとともに、サービス事業所等との連絡調整を行います。
- （3）事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

介護予防支援については、原則としてご利用の負担はありません。
但し、償還払いの場合は区での手続きが必要となります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- （1）ケアマネジャーが、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（介護予防・日常生活支援総合事業）業務に関して、困っていることや明確になっていないことなど勉強会等やサービス担当者会議などを開催するなかで支援できるよう努めます。
- （2）より質の高い援助ができるよう会議を開催し、支援方法の検討や情報共有を行います。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
80	80	80	80	80	80
10月	11月	12月	1月	2月	3月
80	80	80	80	80	80

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

- 介護支援専門員 1名（常勤兼務）
2名（常勤専従）
1名（非常勤兼務）

《目標》

- （１）ケアプラン作成にあたっては、お客様の心身の状況、その置かれている環境に応じて、お客様が継続して住み慣れた地域で生活が送れるよう、また、ご本人らしく自立した日常生活を営むことができることを目指します。
- （２）適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、様々な事業者から、総合的・効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、ケアプランを作成するとともに、サービス事業所等との連絡調整を行います。
- （３）事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。
- （４）緊急時、24時間連絡が可能な体制を確保しています。

《実費負担（交通費について）》

ケアマネジャーがご利用者宅にお伺いするのに必要な交通費については、お支払いいただく必要はありません。

ただし、事業所の通常の事業実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、ご利用者又はご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨を文書に署名（記名）、押印を頂きます。

その上で以下の方法で実費を頂きます。

○公共交通機関を利用した場合

公共交通機関の運賃分となり、作成した明細書等により請求します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- （１）お客様が住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるように、またご本人らしい自立した日常生活を営むことができるように、地域とのつながりを大切にしたインフォーマルなサービスを含めたプランを作成していきます。
- （２）川崎市に隣接した地域のため、横浜市及び川崎市内のサービス事業所、施設など幅広い情報を提供し、ケアプランに取り入れていきます。
- （３）医療関係機関の勉強会や研修会、交流会に積極的に参加して医療ニーズのあるケアプランのスキルアップに努めます。医療機関との連携を深め、安心して在宅生活が継続できるようにしていきます。
- （４）地域住民の交流の場に積極的に参加して、顔見知りの関係から必要な支援がスムーズにつながる体制をつくっていきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4 □	5月	6月	7月	8月	9月
90	90	90	90	90	90
10月	11月	12月	1月	2月	3月
104	108	108	108	108	108

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 通所介護計画書等の作成 | (6) レクリエーション |
| (2) 機能訓練（日常動作訓練、生活機能向上） | (7) 生活相談（相談援助） |
| (3) 個別機能訓練 | (8) 健康状態の確認 |
| (4) 介護サービス | (9) 送迎 |
| (5) 食事 | (10) 入浴 |

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- | | | |
|---------------|---------|-----------|
| (1) | 1割負担の場合 | (2割負担の場合) |
| (要介護1) | 692円 | (1,383円) |
| (要介護2) | 817円 | (1,634円) |
| (要介護3) | 947円 | (1,893円) |
| (要介護4) | 1,077円 | (2,153円) |
| (要介護5) | 1,206円 | (2,412円) |
| 入浴介助加算 | 54円 | (108円) |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ | 7円 | (13円) |
| 中重度ケア体制加算 | 49円 | (97円) |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | | |

1ヵ月のご利用単位数の1000分の40に相当する料金が加算されます。

- | | |
|--------|------|
| (2) 食費 | 700円 |
|--------|------|

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9:45 ~ 16:50

《職員体制》

- | | | |
|---------|-----|----------------------|
| 管理者 | 1名 | (常勤兼務1名) |
| 生活相談員 | 4名 | (常勤兼務4名) |
| 看護職員 | 7名 | (非常勤兼務7名) |
| 介護職員 | 31名 | (常勤専従2名、兼務4名、非常勤25名) |
| 機能訓練指導員 | 7名 | (非常勤兼務7名) |
| 調理員 | 6名 | (非常勤専従6名) |
| ドライバー | 7名 | (非常勤専従6名、非常勤兼務1名) |

《目標》

- (1) お客様が継続して住み慣れた地域で在宅生活が送れるように、又ご家族の介護負担軽減を図るために、お客様お一人おひとりの心身の特性を踏まえて入浴、食事、排泄などの介護を行います。また、レクリエーションや機能訓練等を通して心身の活性や現在の機能の維持向上を図り、ご本人らしく自立した日常生活が過ごせるように支援します。
- (2) お客様の意思を尊重し、関係機関との連携を図り、お客様の心身の特性や持てる力に応じて通所介護計画書を作成します。
- (3) 通所介護計画書を基に、要介護状態の軽減や悪化の防止に配慮して通所介護サービスを提供します。
- (4) お客様が「笑顔で、通い続けたいと思えるデイサービス」を目指せるサービスの提供ができるよう、職員の資質向上を図り研修や業務体制を整備していきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- (1) デイサービスのご利用を迷っていらっしゃる方のため、いつでも見学できる用意をしています。
- (2) 厨房スタッフが心を込めて調理した、温かい家庭料理を提供しています。
- (3) 地域のおやつボランティアさんによる、手作りおやつをお楽しみ頂いています。
- (4) 季節の行事を取り入れたレクリエーションやプラザ演芸で、楽しみながら介護予防につながる工夫をしています。
- (5) 地域にある保育園の園児の訪問や、小学生、中学生、高校生の訪問もあり異世代交流を楽しむ機会となっています。また、地域の演芸ボランティアさんの訪問も活発で、人と人とのふれあいの場としての交流も楽しんで頂いています。
- (6) 意欲を引き出すことを目的として、趣味や特技を活かした少人数のグループ活動を徐々に行って今年度はいきます。
- (7) 体調や状態のわずかな変化にもすぐに対応できるよう、日ごろからご家族や担当ケアマネジャーとの連絡を密にします。
- (8) お客様やご家族のニーズにできる限り応えられるよう、振替や臨時利用にも柔軟に対応します。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
833	860	861	909	909	866
10月	11月	12月	1月	2月	3月
906	875	803	803	803	866

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 介護予防通所介護計画書等の作成 | (6) 生活相談（相談援助等） |
| (2) 機能訓練（日常動作訓練、生活機能向上） | (7) 健康状態の確認 |
| (3) 介護サービス | (8) 送迎 |
| (4) 食事 | (9) 入浴 |
| (5) レクリエーション | |

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- | | | |
|---------------|------------------------------------|-----------|
| (1) | 1割負担の場合 | (2割負担の場合) |
| (要支援1) | 1,766円 | (3,531円) |
| (要支援2) | 3,621円 | (7,241円) |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ | 1割負担の場合 | (2割負担の場合) |
| 要支援1 | 26円 | (52円) |
| 要支援2 | 52円 | (103円) |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 1ヵ月のご利用単位数の1000分の40に相当する料金が加算されます。 | |
| (2) 食費 | 700円 | |

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9:45~16:50

《職員体制》

- | | |
|---------|------------------------|
| 管理者 | 1名（常勤兼務1名） |
| 生活相談員 | 4名（常勤兼務4名） |
| 看護職員 | 7名（非常勤兼務7名） |
| 介護職員 | 31名（常勤専従2名兼務4名、非常勤25名） |
| 機能訓練指導員 | 7名（非常勤兼務7名） |
| 調理員 | 6名（非常勤専従6名） |
| ドライバー | 7名（非常勤専従6名、非常勤兼務1名） |

《目標》

- (1) お客様がいつまでも、住み慣れた地域で在宅生活が送れるように、又ご家族の介護負担軽減を図るために、お客様お一人おひとりの心身の特性を踏まえて入浴、食事、排泄などの介護を行います。また、レクリエーションや交流、機能訓練を通して心身の活性や現在の機能の維持向上を図り、ご本人らしく自立した日常生活が過ごせるように支援します。
- (2) お客様の意思を尊重し、関係機関との連携を図り、お客様の心身の特性や持てる力に応じて介護予防通所介護計画書を作成します。
- (3) 介護予防通所介護計画書を基に、要支援状態の軽減や悪化の防止に配慮して、現在の機能が維持できるよう介護予防通所介護サービスを提供します。
- (4) お客様にとって、現在の機能を維持し、「笑顔で、通い続けたいと思えるデイサービス」を目指せるサービスの提供ができるよう、職員の資質向上を図るための研修や業務体制を整備していきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- (1) デイサービスのご利用を迷っていらっしゃる方のため、いつでも見学ができる用意をしています。

- (2) 厨房スタッフが心を込めて調理した、温かい家庭料理を提供しています。
- (3) 地域のおやつボランティアさんによる、手作りおやつをお楽しみ頂いています。
- (4) 季節の行事を取り入れたレクリエーションやプラザ演芸で、楽しみながら介護予防につながる工夫をしています。
- (5) 地域にある保育園の園児の訪問や、小学生、中学生、高校生の訪問もあり異世代交流を楽しむ機会となっています。また、地域の演芸ボランティアさんの訪問も活発で、人と人のふれあいの場としての交流も楽しんで頂いています。
- (6) 今年度は、意欲を引き出すことを目的として、趣味や特技を活かした少人数のグループ活動を徐々に行っています。
- (7) 体調や状態のわずかな変化にもすぐに対応できるよう、日ごろからご家族や担当ケアマネジャーとの連絡を密にします。
- (8) お客様やご家族のニーズにできる限り応えられるよう、振替や臨時利用にも柔軟に対応します。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
6	6	6	6	6	6
10月	11月	12月	1月	2月	3月
6	6	6	6	6	6

● 認知症対応型通所介護事業

《提供するサービス内容》

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 認知症対応型通所介護計画書等の作成 | (6) 生活相談（相談援助等） |
| (2) 機能訓練（日常動作訓練、生活機能向上） | (7) 健康状態の確認 |
| (3) 介護サービス | (8) 送迎 |
| (4) 食事 | (9) 入浴 |
| (5) レクリエーション | (10) 個別機能訓練 |

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- (1) 1割負担の場合（2割負担の場合）

(要介護1) 1,072円 (2,144円)

(要介護2) 1,188円 (2,376円)

(要介護3) 1,305円 (2,609円)

(要介護4) 1,422円 (2,844円)

(要介護5) 1,539円 (3,077円)

サービス提供体制強化加算Ⅱ 7円 (13円)

入浴介助加算 55円 (109円)

個別機能訓練加算 30円 (59円)

介護職員処遇改善加算Ⅰ

1ヵ月のご利用単位数の1000分の68に相当する料金が加算されます。

- (2) 食費 700円

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 9:45 ~16:50

《職員体制》

- | | |
|---------|--------------------------|
| 管理者 | 1名（常勤兼務1名） |
| 生活相談員 | 4名（常勤兼務4名） |
| 看護職員 | 7名（非常勤兼務7名） |
| 介護職員 | 28名（常勤専従2名兼務4名、非常勤兼務22名） |
| 機能訓練指導員 | 7名（非常勤兼務7名） |
| 調理員 | 6名（非常勤専従6名） |
| ドライバー | 7名（非常勤専従6名、非常勤兼務1名） |

《目標》

- (1) 認知症状態にあるお客様が可能な限り、住み慣れた地域で在宅生活が送れるように、ご家族などの身体的及び精神的負担の軽減を図るために、お客様お一人おひとりの心身の特性を踏まえて、入浴、食事、排泄などの介護を行います。また、レクリエーションや交流、機能訓練を通して、心身の活性や現在の機能の維持向上を図り、ご本人らしく自立した日常生活が過ごせるように支援します。
- (2) お客様の意思や人格を尊重し、関係機関との連携を図り、お客様の心身の特性や持てる力に応じて認知症対応型通所介護計画書を作成します。
- (3) 認知症対応型通所介護計画書を基に、要介護状態の軽減や悪化の防止に配慮して、現在の機能が維持できるよう、認知症対応型通所介護サービスを提供します。

(4) お客様にとって、現在の機能を維持し、「ご自分らしく楽しく過ごせ、意義あるデイサービス」という目標通りのサービスを提供できるよう、職員の資質向上を図るための研修や業務体制を整備していきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

(1) デイサービスのご利用を迷っていらっしゃる方のため、いつでも見学ができる用意をしています。

(2) 厨房スタッフが心を込めて調理した、温かい家庭料理を提供しています。

(3) 地域のおやつボランティアさんによる手作りおやつをお楽しみ頂いています。

(4) 季節の行事を取り入れたレクリエーションやプラザ演芸で、楽しみながら介護予防につながる工夫をしています。

(5) 手芸（編み物・裁縫等）、折り紙での作品作りが活発で、できた作品は町内会や地域のボランティアの方々にプレゼントし、とても好評です。

(6) 地域にある保育園の園児の訪問や、小学生、中学生、高校生の訪問もあり異世代交流を楽しむ機会となっています。また、地域の演芸ボランティアさんの訪問も多く、人と人とのふれあいの場としての交流も楽しんで頂いています。

(7) 体調や状態のわずかな変化にもすぐに対応できるよう、日ごろからご家族や担当ケアマネジャーとの連絡を密にします。

(8) お客様やご家族のニーズにできる限り応えられるよう、振替や臨時利用にも柔軟に対応します。

《利用者目標（述べ人数）》

【単位：人】

4	5月	6月	7月	8月	9月
214	224	214	224	224	214
10月	11月	12月	1月	2月	3月
220	208	206	206	206	220

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

- (1) どんな些細なことでも気軽に相談していただけるよう、「身近な相談者」であることを、機会があるごとに広報します。相談には真摯に向かい合い、迅速かつ的確に対応します。
- (2) 介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービスの情報を収集し、高齢者に限らず、子育て・障がいの相談窓口として、支援を必要とする方に情報提供します。
- (3) 必要に応じてサービス事業者や医療機関、専門機関と連携し、支援します。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

- (1) 定期的に5職種連携会議を開催して、地域の現状や課題等の情報共有を行い、課題の解決方法を検討します。ボランティア育成事業、あいねっとの推進、地域ケア会議などにおいて、5職種が協働して取り組みます。また、それぞれが担当する事業についても、意見交換を行い、5職種それぞれの立場からの意見を活かした事業企画をします。
- (2) ケアプラザのすべての事業の計画書や報告書は、5職種で回覧し、事業ごとにファイルにまとめ、5職種がいつでも見られるようにし情報の共有を図ります。また、5職種それぞれが参加した区内や法人内での会議の記録は、全員に回覧したうえで、1つのファイルに整理し、情報を共有します。

3 職員体制・育成

当協会では安定したサービスを提供していくために、「人材育成ビジョン」および「人材育成計画（アクションプラン）」に基づき、職員の確保と質の向上に向けて真摯に対応していきます。

職員の確保には、身分保障や資格取得、給与の面などキャリアパスを明確にし、職員の努力と熱意に応える体制としています。業務状況に応じて、人員配置基準以上に職員を配置するとともに、職員に多くの職種の体験や経験を積ませるなど、豊かな価値観を持てる人材育成をしていきます。

(1) 身分保障と待遇

職員の経験年数に応じて待遇が向上するシステムの導入や管理職試験による公平な人材登用などにより、勤労意欲の向上に繋がられるようになります。また、協会内に職員の相談窓口を設置し改善を図るなど、誰もが働きやすい職場の雰囲気作りに努めます。

(2) 人員配置基準の遵守

ケアプラザにおいても、人員配置基準を遵守しつつ必要な人員数を配置することはもちろんのこと、より安定した運営のため、独自に事務職員を配置します。また、通所介護事業における介護職員はパート職員だけではなく、常勤専従職員を核とした体制とし、お客様にデイサービスでより快適に過ごしていただけるよう努めます。

(3) 専門職や経験者配置の工夫

各事業（地域包括支援センター、居宅介護支援・通所介護・地域活動交流事業）ごとに、地域の様々な相談や問い合わせ等に適切に対応できるよう、一定の資格要件及び人員配置規準に従い、職員を配置します。

(4) 育成・研修

ア、福祉専門職としての能力向上と専門的資格取得が重要と考え、日常的にケーススタディ等OJT体制を充実させます。

イ、新採用者のために、当協会では独自の研修システムや育成プログラムをきめ細かくするよう努めます。

ウ、採用年次による定期的な研修やフォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援します。さらに接遇にも力を入れ、お客様への質の高いサービス提供に努めます。

エ、当協会では独立した研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めます。

オ、研修に参加した職員は内容について他の職員に報告し、知識や情報を共有します。さらに研修報告書を作成し、専門職としての資質向上に努めます。

4 地域福祉のネットワーク構築

(1) 両地区のあいねっと（地域福祉保健計画）を通じて、地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働します。その中で生まれた「とっちーホルダー」や「あんしんカード」「黄色いリボン」の見直しを図り、緊急時や災害時における、地域の中での見守りネットワークの拡充を目指します。

(2) 「とっちーホルダー」や「あんしんカード」の活用により、警察署、消防署や医療機関等との連携を強化するとともに、緊急時に備えたネットワークの構築を行います。

(3) 江ヶ崎地区においては災害時における「救援協力者」の登録制度、地域住民や矢向中学校の生徒による「災害ボランティア」の受入れ体制を確立しています。防災訓練を通じて、それらの取組を支援することで、地域における防災ネットワークの構築を図ります。また、今後、矢向地区でも同様の取組をしていきます。

(4) エリア内のケアマネジャーやサービス事業所の連絡会を開催し、事業者同士のつながりを深めるとともに、事業所と地域の関係団体とのつながりも強くなるよう支援していきます。平成26年度に立ち上げた「川のまちエリア会議」を今年度も継続し、医療、福祉の連携をより強化できるよう努めます。

(5) 長子妊娠中の両親への支援、乳幼児の子育て支援、児童養育の支援など、切れ目のない子育て支援ができるよう、地域の各団体や保育園、小学校等と連携し、ネットワークの構築に努めます。

5 区行政との協働

- (1) 常に区と密に連携し、地域の様々な情報、課題を共有します。
- (2) 区の地区担当職員とのカンファレンスや地域ケア会議を定期的に行い、地域情報や課題を共有し、解決にむけての連携方法や支援体制について協議します。
- (3) 区の各担当と協働し、地域で活動する様々な子育て活動グループや、障がい関係団体を支援します。
- (4) 毎月1回行政、区社会福祉協議会、ケアプラザの職員によって開かれる「あいねっと」推進のための地区別支援チーム会議に所長および職員が出席し、情報・意見交換を行います。
- (5) 区における自立支援協議会や、鶴見区高齢者虐待防止連絡会、包括3職種・地域交流等各連絡会に参加し、鶴見区内の情報交換やネットワークを活用しながら、課題の検討をして担当エリアでの支援に活かします。
- (6) 区と協働で「横浜市ひとり暮らし高齢者『地域で見守り』推進事業」を実施しています。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

(1) 情報収集

ア、協会で作成した地域アセスメントシートを用い、5職種や区の担当者とも協働しながら、地域情報を共有します。また必要に応じて、「矢向あいねっと推進委員会」や「江ヶ崎・あいねっと推進協議会」等でも情報を提供、共有します。

イ、各職種の担当者会議や研修会などに積極的に参加し、福祉保健に関する様々な情報や地域の社会資源などについて、常に最新の情報を収集するよう努めます。

ウ、地域においては、各関係機関の会合や各団体の催し、サロンに参加するなど地域の方の声を積極的に聞き、情報収集に努めます。

(2) 情報提供

ア、ケアプラザを利用されている貸館利用登録団体の活動状況や福祉保健に関する様々な事業に関する情報を積極的に提供します。また、通年の事業や特別プログラムは、その都度ポスターを作り、館内の見やすい場所に掲示します。

イ、地域の方に向けた広報紙を毎月作成し、事業やボランティア団体に関する情報提供を行っています。地域内に回覧し、同時に主な事業を紹介するポスターを、地域内全部の掲示板に毎月掲示します。

ウ、ホームページを随時更新し、若い世代の方や、多忙な方などにも活用していただけるよう工夫し、多くの方に矢向地域ケアプラザの情報を提供しています。

エ、矢向地区のあいねっと活動に関する情報紙「アロー通信」を年間4回発行し、「矢向あいねっと推進委員会」の活動予定や報告等を行うことにより、地域の方々に広く地域福祉保健計画を周知します。また、「アロー通信」と同時に矢向地区社会福祉協議会が発行する「やこう news」の編集に参加しています。

オ、「とちのきっず」のメンバーと協働で引き続き「子育てインフォメーション」を発行し、子育てに関する情報提供を行っていきます。

カ、貸館利用登録団体の情報ファイルを随時更新し、最新の情報提供に努めます。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- (1) 各登録団体の「地域のために何かしたい」という気持ちを真摯に受け止め、共に考え、具体的にボランティア活動に結び付けていくよう支援をします。
- (2) ケアプラザ主催の事業の中で、さまざまな企画やお手伝いをしていただける方を募集し、ボランティア活動の場を提供します。
- (3) デイサービス部門と連携し、デイサービスにおけるボランティア活動として、日ごろの成果を発表できる場を提供します。

3 自主企画事業

- (1) 高齢者、障がい児・者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開します。なお、実施にあたっては地域グループなどの協力を積極的に呼びかけます。
- (2) 「父親も育児に参加してほしい」との声に応え実施した、「パパのための子育てサロン」等、地域ニーズを反映した、地域からの企画を事業化しています。
- (3) 参加者の方々に、それぞれの事業の目的やケアプラザの役割等を明示、周知して、福祉保健の推進につながる事業展開をしていきます。
- (4) ボランティアや参加者とともに企画、運営できる事業を充実させ、参加するボランティアの拡充を図っています。
- (5) ケアプラザの自主事業から発展し自主化した「歌声喫茶ふるさと」などの自主活動サークルが円滑に活動継続できるよう支援します。
- (6) 自主事業を通して捉えた地域の課題は、町内会、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の諸機関や学校等の関係機関、および地域包括と共有し解決に向けて協働しています。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

- (1) 当ケアプラザの特徴は、ボランティア活動が多く内容也多岐にわたっていることです。デイサービスのボランティアだけでなく、自主事業では、企画運営にも深く関わっていただき、さまざまなアイデアやご意見をいただいています。また地域の個人や障がい者団体等への支援も積極的に行っています。「できる時 できる範囲で 無理せずに」を合言葉に、ボランティアが活動をしやすいように、またボランティアに興味を持っていただける人が増えるよう努めます。
- (2) 当ケアプラザのボランティア活動を、区社会福祉協議会、ケアマネジャー連絡会、町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などをはじめ地域の方々に広く周知します。

(3) ボランティアの活動を支援します。ボランティアとの反省会や交流会を設け、意見・要望を伺う体制を職員全員で取っていきます。また、ボランティアから要望のあった研修や、必要な研修を実施します。

(4) よこはまシニアポイントの周知を行い、ボランティア活動に興味を持ってもらえるように努めます。また、ボランティア団体への支援として、登録研修を実施します。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

- ア、地域包括支援センターの機能について、地域の方々にとってイメージしやすく、親しみを感じていただけるよう「福祉総合相談窓口 とちのき」という呼称とし、高齢者のみならず、子育て世代や障がい者など様々な相談に対応していきます。
- イ、地域の集まりや行事へ積極的に参加し、「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）の相談機能や役割についての周知活動を行っていきます。出前講座やケアプラザ自主事業内でのミニ講座を開催し、情報提供するとともに、個別の相談にも対応します。
- ウ、ケアプラザの広報誌等において「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）の相談機能や役割についての周知や情報提供を行っていきます。
- エ、「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）の相談機能や役割についてまとめたパンフレットを近隣の薬局や診療所等に配布しています。
- オ、ケアプラザから遠い地域においては、元気づくりステーション等のサロンに包括職員が定期的に参加することで相談の機会を確保します。
- カ、高齢者からの相談に関しては、家族や地域の状況も踏まえ、3職種が連携し、迅速に課題解決に向けての支援を行います。また、必要に応じてサービス事業者や医療機関、専門機関等へと繋がります。困難ケースの対応は区役所へ相談、連携して行います。
- キ、サービス導入が難しく支援が進まないケースなどはおおむね3ヶ月ごとに電話や訪問による状況確認を行いながら継続的にフォローします。
- ク、定期的に介護者向けのサロンを開催し、地域とのつながりが希薄になりがちな介護者が気軽に参加でき、相談できる場を提供します。

地域包括支援ネットワークの構築

- ア、「とっちーホルダー」の登録や、ケアプラザでの事業に参加することを通じて、元気な時からケアプラザとつながりを持ち、必要時にスムーズな支援が開始できるようにします。
- イ、「とっちーホルダー」や「あんしんカード」の活用により、警察署、消防署や医療機関等とのネットワーク構築や連携を強化していきます。
- ウ、矢向、江ヶ崎両地区のあいねっとを通じて、地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働します。今後も「あんしんカード」や「黄色いリボン」運動を推進し、地域の中でのネットワーク拡充をめざします。
- エ、エリア内のケアマネジャーやサービス事業所の連絡会を開催し、事業者同士のつながりを深めるとともに、事業所と地域の関係団体とのつながりも強くなるよう支援していきます。汐田総合病院を中心に矢向、鶴見市場エリアの事業所で立ち上げた「川のまちエリア会議」を活用し、医療、福祉の連携もより強化できるよう努めます。

オ、「つばさねっと」の後方支援や他ケアプラザ等との共催事業を通じて、区域での事業所とのネットワーク構築に努めます。

実態把握

ア、相談件数や相談内容について分析し、地域の実情を把握することで、今後の事業展開に活かします。

イ、介護サービス等の最新情報や、地域のインフォーマルサービスの情報を収集・整理し、適宜更新を行います。

ウ、昨年度町別に実施した、民生委員児童委員やケアマネジャーとの情報交換会にて把握した地域の情報を基に、地域包括ケアシステムの構築に向け、インフォーマルサービス等の拡充を行います。

エ、地域の敬老会等、高齢者が多く集まる機会にアンケートを実施し、地域で暮らす高齢者のニーズを把握します。

オ、「とっちーホルダー」の更新時に生活状況を確認、把握します。

カ、医療機関やケアマネジャーとのネットワークを通して情報収集し、地域のニーズを把握します。

2 権利擁護

権利擁護

ア、支援の必要な方やそのご家族などに対しては、関係機関と連携しながら成年後見制度や手続きの流れを説明し、必要に応じて申立ての支援をします。

イ、成年後見制度普及のため、地域の方向けの講座や個別相談会を開催します。また、必要に応じて関係機関につなげます。

ウ、任意後見制度やあんしんセンターの利用など適切な制度利用を支援します。

エ、消費者被害防止のため、各町内の消費生活推進員と協力し講座を開催します。また、ケアプラザ自主事業内や町内の会館などでのミニ講座も開催し、注意を呼びかけます。

高齢者虐待

ア、医療機関、サービス事業所、民生委員児童委員協議会、地域の方々との関わりの中で、虐待を早期に発見し、解決のための支援をします。

イ、総合相談の際に不適切なケアや高齢者虐待が疑われる場合は、早期に区と情報共有し、事実確認に努め、チームでの支援体制を構築します。

ウ、介護者が孤立しないよう、介護者向けのサロンを毎月開催し、日々の介護で感じているストレスや悩みを話し合い、制度やサービスに関する情報交換ができる場を提供します。

エ、サービスを利用せず、家族のみで介護している世帯などには、定期的に電話連絡や訪問を行い、実態把握に努めます。また、日常生活支援総合事業等に結びつくかどうかを随時検討します。

オ、区内の包括支援センター社会福祉士と協力し、ケアマネジャーやサービス事業所向けに高齢者虐待の早期発見、予防に関する啓発活動を行います。また、支援が困難なケースについて適宜相談を受けます。

カ、広報紙などを通じて、地域の方に向け、高齢者虐待防止のための啓発活動を行います。また、気になることはささいなことでも気軽に「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）に相談していただくよう、広く呼びかけます。

認知症

ア、地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう、「認知症サポーター養成講座」を開催します。さらに商店街や金融機関、学校関係者などに向けて講座の開催を働きかけます。

イ、気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただくよう、認知症への気づきの視点や、認知症の相談窓口が「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）であることを地域の方に向けて様々な機会でも周知します。

ウ、「とっちーホルダー」を、広く地域住民、商店街、警察署、消防署、病院、サービス事業所などに周知し、認知症の方を地域で見守り、支援する仕組みを作ります。

エ、エリア内における認知症カフェ（新鶴見ホーム、汐田総合病院）の開催を、介護者等に情報提供します。新鶴見ホームで開催している認知症カフェには、打合せから参加し、隣接している駒岡地域ケアプラザとも協働して活動を支援します。

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメント力

ア、新制度移行に向け、ご本人が現在置かれている状況や、お客様や家族状況等を踏まえたアセスメントを行います。そして介護保険等の公的なサービスによらない、ボランティアや民生委員児童委員が協力した「食事会」等のインフォーマルサービスや地域資源を活用し、自立支援の観点から住み慣れた地域でケアマネジメントを行っていきます。

イ、委託する場合は自立支援の視点に基づいた、適切なケアマネジメントができるよう、ケアマネジャーを支援します。

ウ、主任ケアマネジャーと連携し、包括エリア内での介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務（介護予防・日常生活支援総合事業）に関する勉強会等を実施します。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

ア、地域のネットワーク構築のため、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事には積極的に出席し、地域の現状やニーズの把握に努めます。個別ケースについては必要に応じて、民生委員児童委員とケアマネジャー等が連携できるよう支援します。

イ、民生委員児童委員と地域のケアマネジャー、介護保険サービス事業所との連絡会を開催し、地域の課題をテーマに情報共有、意見交換を行います。互いの業務内容や役割への理解を深め、スムーズに協力できるようにします。

ウ、矢向・江ヶ崎両あいねっとで取り組んでいる「見守り活動」等の推進や「とっちーホルダー」の運用により、地域全体が連携し、安心して暮らせるよう支援します。地域での活動や取組の内容が地域全体に浸透するよう、ケアマネジャーやサービス事業所、医療機関等にも広く周知をします。

エ、地域内のインフォーマルサービスや介護保険情報を収集・整理し、誰でも閲覧できるようにします。

オ、地域の医療機関等を訪問し、「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）のパンフレットの設置依頼をしていきます。設置することで、医療機関で相談ケースを発見時に、パンフレットを「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）に繋げるツールとして使用してもらいます。

カ、ケアマネジャー、事業所向けに「とちのき包括だより」を年間4回程度発行し、「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）から情報を伝えます。

医療・介護の連携推進支援

ア、鶴見区医師会主催等によるケアマネジャーや専門職も加わった勉強会（医療情報、介護保険制度、施設見学等）へ積極的に参加しながら、情報の共有を図っていきます

イ、区内包括との共催で、MSW 等医療機関関係者や訪問看護事業者とケアマネジャーとの連絡会を開催し、より連携しやすい関係づくりを支援します。

ウ、区内包括と医療機関共催で作成した「医療機関一覧」の更新を行い、医療と介護の連携推進を支援します。

エ、エリア内の医療機関を訪問し、ケアプラザや「福祉総合相談窓口 とちのき」（地域包括支援センター）の役割を周知します。

オ、エリア内の総合病院、福祉施設、サービス事業所、地域包括支援センター等で構成する“川のまちエリア会議”の活動を継続し、顔の見える関係づくりを行います。

ケアマネジャー支援

ア、居宅介護支援事業所・サービス事業所等連絡会を開催し、勉強会を通じ、ケアマネジャー等がより質の高い援助ができるよう支援します。

イ、「とちのき包括だより」を発行し、連絡会での内容や、研修会等に関する情報提供を行います。

ウ、定期的な事業所訪問等によりケアマネジャーが相談しやすい関係づくりに努めます。個別相談やインフォーマルサービスの情報提供等も行っています。

エ、ケアマネジャーからの相談を随時受けるとともに、対応の難しい事例については適宜同行訪問し、行政機関を含めたカンファレンスの開催を働きかけ、チームでの支援体制を構築していきます。

オ、区と区内地域包括支援センター合同で新任ケアマネジャー向けの研修を行い、個別の支援も継続して行います。

カ、スーパーバイザーを招いた事例検討会を年4回開催し、ケアマネジャーのスキルアップを支援していきます。

キ、鶴見事業者連絡会「つばさねっと」へ参加し、企画や運営等についての助言を行い、会の活性化が図れるよう支援します。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

ア、エリア内の総合病院、福祉施設、サービス事業所、地域包括支援センター等で構成する“川のまちエリア会議”を継続し、顔の見える関係づくりを行います。

イ、個別レベルの地域ケア会議（年3～4回）を積み重ねていく中で、地域の課題を抽出し、他職種（民生委員児童委員、地域住民関係者、警察、消防、保健医療福祉関係者等）で、地域課題の共有や解決に向けて意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議を行います。

介護予防事業

介護予防事業

ア、介護予防事業では、介護予防（ロコモ予防・口腔機能向上・栄養改善・認知症予防）に関する講座を開催し、地域住民が介護予防の必要性を理解し、自発的に取り組むことができるよう普及啓発に努めます。

イ、昨年度から引き続き、ケアプラザから遠い地域の住民に対して、その地域にある特別養護老人ホームの一室を借りて、3か所目の元気づくりステーションを立ち上げられるように支援していきます。

ウ、協力医に依頼し、地域住民向けに生活習慣病について学ぶ場を提供し、生活習慣病予防の普及啓発に努めます。

エ、地域の既存の関係団体やボランティアグループの継続的な活動ができるよう、介護予防の必要性についてミニ講座を実施していきます。

オ、自主化したサークル（ノルディックウォーキング、男性中心）の活動を継続的に支援していきます。

カ、2か所立ち上がった元気づくりステーションの自主的な活動が継続できるよう支援していきます。また、可能であれば各元気づくりステーションのメンバー同士で、顔の見える関係づくりの場を提供できるよう努めます。

その他

矢向地域ケアプラザは、今まで積み重ねた「地域が主役」「身近な相談者」「つながりを大切に」の3点を基本とし、「地域資源を見出し、地域力を活かす」を目標に掲げ、地域の方々と一緒に地域づくりを行っていきます。

平成28年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名:横浜市矢向地域ケアプラザ

平成28年4月1日～平成29年3月31日
(単位:千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支 援	通所介護	予防通所介 護	認知通所介 護	生活支援
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援					
収入	指定管理料等収入	14,909	23,430	151						5,480
	介護保険収入				1,655	19,376	112,590	2,713	38,452	
	その他									
	認定調査					486				
	原案作成委託料					198				
	参加費・自販機等	588	101							
その他						100				
	収入合計(A)	15,497	23,531	151	1,655	20,060	112,690	2,713	38,452	5,480
支出	人件費	12,778	22,813		891	17,329		73,124	25,198	5,480
	事務費	3,027	1,646		3,675	1,655		5,417	2,802	
	事業費	813	119	151		62		8,553	2,239	
	管理費	4,811	1,276					6,958	1,796	
	その他									
	居介支委託分		273							
	拠点区分間繰入金							17,323		
その他							20			
	支出合計(B)	21,429	26,127	151	4,566	19,046	111,395	32,035	5,480	
	収支 (A) - (B)	-5,932	-2,596	0	-2,911	1,014	4,008	6,417	0	